

玉島溜川水質浄化対策検討委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 倉敷市が市民と協働で推進する玉島溜川水質浄化事業に関して、当該事業の実施趣旨と目的を的確に捉えた玉島溜川水質浄化計画（以下「浄化計画」という。）を策定し、その計画に基づく浄化対策を推進するため、玉島溜川水質浄化対策検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任命及び解任)

第2条 倉敷市長（以下「市長」という。）は、第1条の目的を達成するために、委員会を運営する委員を任命する。

2 市長は、以下に示す事項が生じた場合は委員を解任する。

- (1) 委員の職位交代があり、市長が必要と判断したとき
- (2) 委員が解任の申し出をし、市長に了承されたとき

3 市長は、前項に規定する何れかの要件が発生し、委員を解任したときは、すみやかに後任の委員を任命する。

(構成及び報酬)

第4条 委員会は、10名以下の委員で構成する。

2 委員会には、委員の互選による議長を置く。

3 委員の報酬は、無報酬とする。

(役割)

第5条 委員会の役割は、次のとおりとする。

- (1) 浄化計画に係る水質浄化目標を検討する
- (2) 浄化計画に係る水質浄化対策・浄化施設を検討する
- (3) 浄化計画に係る水質浄化評価手法を検討する
- (4) 浄化計画を取り纏めた浄化計画書の案を作成する
- (5) 水質浄化対策に関する施策を評価する
- (6) 必要により水質浄化評価手法を再検討する

2 議長の役割は、次のとおりとする。

- (1) 事務局と協議して会議の議事を決定する
- (2) 議事の進行を統括する
- (3) 前項の検討事項を取り纏める
- (4) 次回の会議の開催を決定する

(会議成立及び議決)

第6条 委員会が行う会議は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

2 前条第1項の審議事項は、会議に出席した委員の過半数をもって議決する。

3 簡易事項又は緊急事項については、議長が各委員に対して書面による持回りでの賛否を求め、その結果を委員会の議決に変えることができる。ただし、この場合の会議成立及び議決については、前2項の規定を準用する。

(改廃)

第7条 この要綱の一部改正又は全部廃止は、委員過半数の賛成、並びに市長の承認をもって決定できる。

(その他)

第8条 委員会の事務局は、倉敷市環境リサイクル局環境政策部環境政策課に置く。

附 則

- 1 この要領は、平成22年8月20日から施行する。
- 2 第5条第2項第1号及び2号の規定にかかわらず、第1回目の会議の議事は、市長が決定し事務局が進行を統括する。
- 3 第5条第2項第4号の規定にかかわらず、第1回目及び第2回目の会議は、市長が召集する。